

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会(以下、「本会」という。)規約第29条に基づき、本会が保有する会員の個人情報の適正な取扱いと、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿の作成・管理及びその他の個人情報の取扱いについて定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、あらゆる場面において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会の個人情報の管理者(以下、「管理者」という。)は、本会会長、本会理事・事務局長とする。

(取扱者)

第4条 本会の個人情報の取扱者(以下「取扱者」という。)は、本会理事・事務局長、本会理事・事務局次長とする。

(秘密保持義務)

第5条 管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。その職を退いた後も同様とする。

(取得方法)

第6条 本会は個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示するものとする。

2 要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的で利用する。

- (1) 本会の事業に関する文書・電子メール等の送付
- (2) 本会全国役員名簿の作成・運用、事業の参加者名簿作成・運用

(利用目的による制限)

第8条 管理者・取扱者は、あらかじめ本人の同意を得ないで第7条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報、管理者・取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 保有する必要がなくなった個人情報等については、管理者立ち合いのもとで、直ちに消去・廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信の際は、ファイルにパスワードをかけて送信する等適切な取り扱いをする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理者・取扱者以外の者の目に触れる場所に放置しない等、適切に保管することとする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、次に掲げる事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意に関する事項

(第三者提供を受ける際の確認事項)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意に関する事項(事業者でない個人から提供を受ける場合を除く)

(情報開示等)

第14条 本会は、会員本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じるものとする。

(研修)

第15条 個人情報責任者は、全国役員、都道府県PTA連合会代表者、その他個人情報を取り扱う従業者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(漏洩時の対応)

第16条 個人情報を漏洩等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者である本会事務局長及び本会会長に報告し、必要な対策を講じるものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(その他)

第18条 本取扱方法の改廃は、会長副会長会の決議を経て行う。

附 則

本取扱方法は、令和元年6月21日より施行する。